選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、特定対象地域特性を踏まえるに当たっては、当該特定対象地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

一～三　［略］

四　調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（次項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査地点」という。）調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五　調査に係る期間、時期又は時間帯（次項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査期間等」という。）調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2～4　［略］

（事後調査）

第三十一条　次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとする。

2～4　［略］

（準備書の作成）

第三十二条　［略］

2　［略］

一～三　［略］

四　調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第五項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査地点」という。）調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五　調査に係る期間、時期又は時間帯（第五項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査期間等」という。）調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2～4　［略］

（事後調査）

第三十一条　次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行うものとする。

2～4　［略］

（準備書の作成）

第三十二条　［略］

2　［略］

3　特定対象事業に係る法第十四条第一項第五号に掲げる事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　［略］

二　第二十四条第二項において準用する第七条第四項、第二十四条第四項、第二十五条第三項から第五項まで及び第二十六条第三号（第二十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

4～7　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

3　［同上］

一　［略］

二　第二十四条第五項及び第六項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第一項第三号（第二十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

4～7　［略］

（フレキシブルディスクによる手続）

第三十七条　第十五条の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を様式第二により記録したフレキシブルディスク及び様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第三十八条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第三十九条　第三十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格X六二二五に規定する方式